

平成 2 6 年 4 月 2 8 日 開 会

平成 2 6 年 4 月 2 8 日 閉 会

平 成 2 6 年

第 1 回 臨 時 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

平成 26 年 第 1 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 23 号

平成 26 年第 1 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 26 年 4 月 23 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1. 期 日 平成 26 年 4 月 28 日 (月)
2. 場 所 小豆島町役場 議場
3. 付議事項 (1) 専決処分の報告について
(平成 25 年度小豆島町一般会計補正予算 第 7 号)
(2) 専決処分の承認について
(小豆島町税条例の一部を改正する条例について)
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
(3) 副町長の選任について
(4) 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
(5) 監査委員の選任につき同意を求めることについて

開 会 平成 26 年 4 月 28 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 26 年 4 月 28 日 (月曜日) 午前 11 時 35 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	4月28日
1	大 川 新 也	○
2	坂 口 直 人	○
3	中 松 和 彦	○
4	松 下 智	○
5	谷 康 男	○
6	柴 田 初 子	○
7	藤 本 傳 夫	○
8	森 崇	○
9	安 井 信 之	○
10	秋 長 正 幸	○
11	鍋 谷 真 由 美	○
12	中 村 勝 利	○
13	浜 口 勇	○
14	森 口 久 士	○

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	塩田幸雄	○
副町長 教育部長（扱）	松本篤	○
副町長 健康福祉部長（扱）	松尾俊男	○
教育長	後藤巧	○
政策統括監兼企画財政課長	城博史	○
総務部長兼課長	空林志郎	○
企画振興部長	大江正彦	○
税務課長	立花英雄	○
環境衛生課長	谷本静香	○
建設課長	尾田秀範	○
健康づくり福祉課長	楠初美	○
学校教育課長	坂東民哉	○
商工観光課長	山本真也	○
会計管理者	谷部達海	○
農林水産課長	近藤伸一	○
議会事務局長	三好規弘	○
社会教育課長	松田知己	○
オリーブ課長	久利佳秀	○
人権対策課長	丸本秀	○
内海病院事務長	岡本達志	○
高齢者福祉課長	濱田茂	○
水道課長	唐橋幹隆	○
子育て共育課長	後藤正樹	○
介護サービス課長兼 介護老人保健施設事務長	堀内宏美	○
住民課長	清水一彦	○
病院再編推進室長	森一生	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三好規弘

議事日程

別紙のとおり

平成26年第1回小豆島町議会臨時会議事日程(第1号)

平成26年4月28日(月)午前9時30分開議

第1 仮議席の指定について

第2 選挙第1号 議長選挙について

(臨時議長提出)

平成26年第1回小豆島町議会臨時会追加議事日程（第1号の追加1）

平成26年4月28日（月）午前9時30分開議

- 第3 会期の決定について
- 第4 選挙第2号 副議長選挙について (議長提出)
- 第5 決定第1号 議席の指定について (議長提出)
- 第6 会議録署名議員の指名について
- 第7 決定第2号 常任委員会委員の選任について (議長提出)
- 第8 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について (議長提出)
- 第9 選挙第3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第10 選挙第4号 土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第11 選挙第5号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第12 選挙第6号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第13 選挙第7号 小豆医療組合議会議員の選挙について (議長提出)
- 第14 選挙第8号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について (議長提出)
- 第15 報告第3号 専決処分の報告について (町長提出)
(平成25年度小豆島町一般会計補正予算 (第7号))
- 第16 議案第30号 専決処分の承認について (町長提出)
(小豆島町税条例等の一部を改正する条例について)
- 第17 議案第31号 専決処分の承認について (町長提出)
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正するについて)
- 第18 議案第32号 副町長の選任について (町長提出)
- 第19 議案第33号 副町長の選任について (町長提出)
- 第20 議案第34号 監査委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第21 議案第35号 監査委員の選任につき同意を求めることについて (町長提出)
- 第22 議案第36号 教育委員の任命につき同意を求めることについて (町長提出)

第 23 議案第 37 号 教育委員の任命につき同意を求めることについて (町長提出)

第 24 発議第 3 号 広報編集特別委員会の設置について (議員発議)

平成26年第1回小豆島町議会臨時会追加議事日程（第1号の追加2）

平成26年4月28日（月）午前9時30分開議

- | | | |
|-----|------------------|-------------|
| 第25 | 閉会中の継続調査の申し出について | （各常任委員長提出） |
| 第26 | 閉会中の継続調査の申し出について | （議会運営委員長提出） |

開会 午前9時30分

○**議会事務局長（三好規弘君）** 皆様、おはようございます。

議会事務局長の三好でございます。

本日は、ご承知のとおり、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、年長の議員は中村勝利議員でございますので、ご紹介を申し上げます。中村勝利議員、議長席をお願いいたします。

○**臨時議長（中村勝利君）** ただいまご紹介をいただきました中村勝利です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。議員各位のご協力によりまして無事責任を果たしたいと思っておりますので、何とぞ格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のご挨拶があります。町長。

○**町長（塩田幸雄君）** 平成26年小豆島町議会第1回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、本日めでたく初議会を迎えられました議員の皆様方には、まずもって心からお祝いを申し上げます。私も住民の皆様から再度の負託を賜り、2期目を迎えることとなりました。

本臨時会は、町議会役員を選出、発議案件に続いて、執行部から専決処分の報告及び承認、人事案件など9件の議案を上程させていただきます。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議い

ただき、ご議決賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、初議会開催に当たってのご挨拶といたします。

○臨時議長（中村勝利君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の平成26年第1回小豆島町議会臨時会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（中村勝利君） 日程第1、仮議席の指定についてであります。この際、議事の進行上、仮議席はただいまご着席の議席を指定します。

~~~~~

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長（中村勝利君） 次、日程第2、選挙第1号議長選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） 選挙第1号議長選挙について。

議長選挙を行う。平成26年4月28日提出。小豆島町議会臨時議長。その後に中村勝利と臨時議長の名前をご記入ください。

○臨時議長（中村勝利君） お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（中村勝利君） ただいまの出席議員は14名です。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に谷康男議員、安井信之議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、立会人に谷康男議員、安井信之議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（中村勝利君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中村勝利君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（中村勝利君） 投票箱の改め、異状なしと認めます。

それでは、自席で投票用紙にご記入ください。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

〔局長点呼、投票〕

○臨時議長（中村勝利君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中村勝利君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

谷康男議員、安井信之議員、立ち会いをお願いいたします。演壇のところにおいて願います。

開票につきましては、先に有効、無効を判断し、次に有効の内訳を判断していただきます。

〔開 票〕

○臨時議長（中村勝利君） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票

これは出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票は14票。

無効投票は0票です。

有効投票のうち

森口久士議員13票

鍋谷真由美議員1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票です。したがって、森口久士議員が議長に当選されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（中村勝利君） ただいま議長に当選されました森口久士議員が議場に

おられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

これをもちまして臨時議長の職務は全て終わりました。

ご協力ありがとうございました。

議長を交代します。

森口久士議長、議長席へお着きください。

〔議長交代〕

○議長（森口久士君） 一言挨拶を申し上げます。

先ほどの議長選挙におきまして、選任をいただき、大変光栄に思いますとともに、その使命と職責の重大さを痛感し、身の引き締まる思いです。この三、四年は、小豆島中央病院建設を初め、消防署の再編整備、庁舎問題の解決、浄水場の整備、鳥獣被害対策など、事業が山積しています。議長として、微力ながら誠心誠意取り組んでまいり所存ですので、執行部の皆様方、議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。そして、新任の挨拶にかえさせていただきます。

ここで、追加議事日程をお配りする間、暫時休憩します。

休憩 午前9時38分

再開 午前9時40分

○議長（森口久士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、これを議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第3 会期の決定について

○議長（森口久士君） 初めに、日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期臨時会は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○議長（森口久士君） 次、日程第4、選挙第2号副議長選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） 選挙第2号副議長選挙について。

副議長の選挙を行う。平成26年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に森口久士と議長の名前をご記入ください。

○議長（森口久士君） お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（森口久士君） ただいまの出席議員は14名です。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に谷康男議員、安井信之議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、立会人に谷康男議員、安井信之議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（森口久士君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（森口久士君） 投票箱の改め、異状なしと認めます。

それでは、自席で投票用紙にご記入ください。

これから投票を行います。

事務局長の点呼に応じて議席順に順次投票願います。

〔局長点呼、投票〕

○議長（森口久士君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

谷康男議員、安井信之議員、立ち会いをお願いします。演壇のところにおいて願います。

〔開 票〕

○議長（森口久士君） 投票総数14票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票は14票。

無効投票は0です。

有効投票数のうち

大川新也議員11票

中村勝利議員 1 票

藤本傳夫議員 1 票

鍋谷真由美議員 1 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票です。したがって、大川新也議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（森口久士君） ただいま副議長に当選されました大川新也議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました大川新也議員に就任のご挨拶をお願いします。演壇のほうへお越してください。

○副議長（大川新也君） ただいま副議長という重責の命を受けました。若輩、未熟、微力ではございますが、森口議長を補佐し、安心・安全、そして住みよいまちづくりを目指して努力する所存でございます。議員各位、執行部の皆様のご協力をお願いしたいと思います。失礼いたします。

○議長（森口久士君） ありがとうございます。

~~~~~



日程第5 決定第1号 議席の指定について

○議長（森口久士君） 次、日程第5、決定第1号議席の指定についてを議題とします。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） 決定第1号議席の指定について。

議席を次のとおり指定する。平成26年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に森口久士と議長の名前をご記入願います。

○議長（森口久士君） 議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることになっています。

お諮りします。

前回の場合には、議員定数16でありましたので、16番を議長に、1番を副議長に指定し、2番から15番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合には年齢の若い順に指定しておりましたが、これと同様に1番から14番の議席を指定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議席は14番を議長に、1番を副議長に、2番から13番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合には年齢の若い順と指定することに決定いたしました。

それでは、事務局長に議席を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） それでは、議席順にお名前をお呼びします。

1番大川新也副議長、2番坂口直人議員、3番中松和彦議員、4番松下智議員、5番谷康男議員、6番柴田初子議員、7番藤本傳夫議員、8番森崇議員、9番安井信之議員、10番秋長正幸議員、11番鍋谷真由美議員、12番中村勝利議員、13番浜口勇議員、14番森口久士議長。以上です。

○議長（森口久士君） ただいま事務局長が朗読したとおりの議席へ各自おかわり

ください。

暫時休憩いたします。再開は10時。

休憩 午前9時50分

再開 午前9時58分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議席はただいまご着席のとおり決定をいたしました。

~~~~~

日程第6 会議録署名議員の指名について

○議長（森口久士君） 次、日程第6、会議録署名議員の指名についてであります
が、会議規則第125条の規定により、1番大川新也副議長、2番坂口直人議員を指
名しますので、よろしく願います。

~~~~~

日程第7 決定第2号 常任委員会委員の選任について

○議長（森口久士君） 次、日程第7、決定第2号常任委員会委員の選任について  
を議題とします。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） 決定第2号常任委員会委員の選任について。

常任委員会委員を次のとおり選任する。平成26年4月28日。小豆島町議会議長。  
その後に森口久士と議長の名前をご記入を願います。

○議長（森口久士君） お諮りします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に  
諮って指名することになってはいますが、ただいまから休憩をとり、その間に話し合  
いにより常任委員の案をつくっていただき、これを会議に諮って決定したいと思  
いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩します。開催場所は委員会室でお願いいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時03分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、協議の結果、各常任委員会委員の案が決まりましたので、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（三好規弘君） それでは、各常任委員会委員の氏名を申し上げます。

総務建設常任委員会は、谷康男議員、松下智議員、浜口勇議員、中村勝利議員、森口久士議員、藤本傳夫議員、森崇議員、以上7人の方でございます。

教育民生常任委員会は、安井信之議員、中松和彦議員、秋長正幸議員、大川新也議員、坂口直人議員、鍋谷真由美議員、柴田初子議員、以上の7人の方でございます。

これで各常任委員の氏名の朗読を終わります。

○議長（森口久士君） お諮りします。

各常任委員の選任については、ただいま事務局長が朗読したとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員はただいま事務局長が朗読したとおり、選任することに決定しました。

次に、ただいま各常任委員会の委員が選任されましたが、正副常任委員長は小豆島町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選するということになっておりますので、ただいまから暫時休憩します。

休憩中に各常任委員会を開催していただき、正副常任委員長の互選をお願いしたいと思います。各常任委員会の開催場所は、総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いしたいと思います。

なお、次の日程に議会運営委員会委員の選任についてを予定していますが、この委員の選出についても各常任委員会で合わせて検討をお願いしたいと思います。議会運営委員については、定数は6人で、各常任委員会からそれぞれ3人となっておりますので、各常任委員会はそれぞれ3人の委員を選出していただきたいと思います。なお、議会運営委員会には、正副議長は出席し、発言ができるように、法令または慣例でなっておりますので、申し添えておきます。また、議会運営委員会の正副委員長については、委員が決まり次第、委員会で互選していただきたいと思います。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時16分

○議長（森口久士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、正副常任委員長がそれぞれ互選されましたので、事務局長から報告をさせます。

○議会事務局長（三好規弘君） それでは、ご報告します。

総務建設常任委員会は、委員長に谷康男議員、副委員長に松下智議員、教育民生常任委員会は、委員長に安井信之議員、副委員長に中松和彦議員、以上のとおり互選されたことをご報告申し上げます。

~~~~~

日程第8 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（森口久士君） 次、日程第8、決定第3号議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） 決定第3号議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員を次のとおり選任する。平成26年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に森口久士と議長のお名前をご記入いただきます。

○議長（森口久士君） お諮りします。

議会運営委員の選任は、さきの常任委員の選任同様、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっていますが、先ほどの休憩中に既に各常任委員会で選出していただいておりますので、各常任委員長から委員の氏名を報告していただき、これを会議に諮って決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

それでは、各常任委員長から委員の氏名を報告していただきます。総務建設常任委員長。

○総務建設常任委員長（谷 康男君） 総務建設常任委員会からは、松下智議員、浜口勇議員、谷康男、私、3名と決定しました。

○議長（森口久士君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 教育民生常任委員会からは、中松和彦議員、秋長正幸議員、そして安井信之ということに決まりました。

○議長（森口久士君） お諮りします。

議会運営委員の選任については、ただいま各常任委員長から報告のあった6人を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員はただいま各常任委員長から報告のあった6名人を選任することに決定しました。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩します。

休憩中に、ただいま決まりました議会運営委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時22分

○議長（森口久士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、事務局長から報告させます。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） それでは、ご報告します。

議会運営委員会の委員長に秋長正幸議員、副委員長に谷康男議員、以上のように決定しましたことをご報告申し上げます。

○議長（森口久士君） お諮りします。

次の日程第9、選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてから日程第14、選挙第8号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてでございますが、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

指名推選の方法につきましては、議員懇談会で適任者を選考していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議員懇談会で適任者を選考していただくことに決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。議員懇談会は委員会室で行います。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時33分

○議長（森口久士君） 再開します。

~~~~~

日程第9 選挙第3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（森口久士君） 日程第9、選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） 選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。

小豆地区広域行政事務組合同規約第5条第1項の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。平成26年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後ろに森口久士議長とお名前をご記入願います。

○議長（森口久士君） 本案につきましては、去る4月17日、小豆地区広域行政事務組合から、同組合同規約第5条第1項の規定により、組合議員6人の選出依頼があったものです。したがいまして、これにより小豆地区広域行政事務組合議会議員6人の選挙を行います。

さきの議員懇談会において、指名推選すべき者を決定しております。

小豆地区広域行政事務組合議会議員に、谷康男議員、安井信之議員、秋長正幸議

員、中村勝利議員、大川新也議員、森口久士議員、以上の6人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました谷康男議員、安井信之議員、秋長正幸議員、中村勝利議員、大川新也議員、森口久士議員、以上の6人を小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人が小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました谷康男議員、安井信之議員、秋長正幸議員、中村勝利議員、大川新也議員、森口久士議員の6人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第10 選挙第4号 土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙について

○議長（森口久士君） 次、日程第10、選挙第4号土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） 選挙第4号土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の選挙について。

土庄町小豆島町環境衛生組合同規約第5条第2項の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。平成26年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に森口久士と議長のお名前をご記入願います。

○議長（森口久士君） 本案につきましては、去る4月17日、土庄町小豆島町環境衛生組合から、同組合同規約第5条第2項の規定により、組合議員5人の選出依頼が

あったものです。したがいまして、これにより土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員5人の選挙を行います。

さきの議員懇談会において、指名推選すべき者を決定いたしております。

土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に、安井信之議員、谷康男議員、秋長正幸議員、大川新也議員、森口久士議員、以上の5人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました安井信之議員、谷康男議員、秋長正幸議員、大川新也議員、森口久士議員、以上の5人を土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました5人が土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま土庄町小豆島町環境衛生組合議会議員に当選されました安井信之議員、谷康男議員、秋長正幸議員、大川新也議員、森口久士議員の5人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第11 選挙第5号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について

○議長（森口久士君） 次、日程第11、選挙第5号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） 選挙第5号伝法川防災溜池事業組合議会議員選挙について。

伝法川防災溜池事業組規約第5条第2項第1号の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。平成26年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に森口久士と議長の名前をご記入ください。

○議長（森口久士君） 本案につきましては、去る4月17日、伝法川防災溜池事業組合から、同組合同規約第5条第2項の規定により、組合議員2人の選出依頼があったものです。したがいまして、これにより伝法川防災溜池事業組合議会議員2人の選挙を行います。

さきの議員懇談会において、指名推選すべき者を決定しております。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に、谷康男議員、安井信之議員、以上の2人を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました谷康男議員、安井信之議員、以上の2人を伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2人が伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました谷康男議員、安井信之議員の2人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第12 選挙第6号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（森口久士君） 次、日程第12、選挙第6号香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） 選挙第6号香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

香川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、広域連合議会議員の

選挙を行う。平成26年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に森口久士と議長の名前をご記入願います。

○議長（森口久士君） 本案につきましては、去る4月8日、香川県後期高齢者医療広域連合から、同連合規約第8条の規定により、組合議員1人の選出依頼があったものです。したがいまして、これにより香川県後期高齢者医療広域連合議会議員1人の選挙を行います。

さきの議員懇談会において、指名推選すべき者を決定しております。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に安井信之議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました安井信之議員を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました安井信之議員が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました安井信之議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第13 選挙第7号 小豆医療組合議会議員の選挙について

○議長（森口久士君） 次、日程第13、選挙第7号小豆医療組合議会議員の選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） 選挙第7号小豆医療組合議会議員の選挙について。

小豆医療組合規約第5条の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。平成26年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に森口久士と議長のお名前をご記入ください。

○議長（森口久士君） 本案につきましては、去る4月17日、小豆医療組合から、同組合規約第5条の規定により、組合議員6人の選出依頼があったものです。したがって、これにより小豆医療組合議会議員6人の選挙を行います。

さきの議員懇談会において、指名推選すべき者を決定いたしております。

小豆医療組合議会議員に安井信之議員、谷康男議員、秋長正幸議員、藤本傳夫議員、大川新也議員、森口久士議員、以上の6人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました安井信之議員、谷康男議員、秋長正幸議員、藤本傳夫議員、大川新也議員、森口久士議員、以上の6人を小豆医療組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人が小豆医療組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま小豆医療組合議会議員に当選されました安井信之議員、谷康男議員、秋長正幸議員、藤本傳夫議員、大川新也議員、森口久士議員の6人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第14 選挙第8号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（森口久士君） 次、日程第14、選挙第8号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

内容については、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長に朗読させます。

○**議会事務局長（三好規弘君）** 選挙第8号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う。平成26年4月28日提出。小豆島町議会議長。その後に森口久士と議長のお名前をご記入ください。

○**議長（森口久士君）** 本案につきましては、去る4月17日、小豆島町選挙管理委員会委員長から選挙執行事由発生に関する通知を受けましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙権を有する者の中から選挙しなければならないことになっております。

さきの議員懇談会において、指名推選すべき者を決定しております。

先に選挙管理委員について指名いたします。

選挙管理委員に伊藤雄康氏、中山知子氏、大下諤氏、真砂清氏、以上4名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（森口久士君）** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました伊藤雄康氏、中山知子氏、大下諤氏、真砂清氏、以上4名の方が選挙管理委員に当選いたしました。

続いて、補充員の指名を行います。

選挙管理委員補充員に、順位1、田原貞夫氏、順位2、岡田弘彦氏、順位3、岡野俊昭氏、順位4、武田智美氏、以上4名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました順位1、田原貞夫氏、順位2、岡田弘彦氏、順位3、岡野俊昭氏、順位4、武田智美氏が選挙管理委員補充員に当選されました。

~~~~~

日程第15 報告第3号 専決処分の報告について（平成25年度小豆島町一般会計

補正予算（第7号）

○議長（森口久士君） 次、日程第15、報告第3号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

小豆島中央病院の設置後の内海病院及び介護老人保健施設うちのみの施設利用について、建物の改修計画に要する委託料を補正予算で措置いただいたところですが、建築基準法に基づく審査機関との調整や建物の強度を再計算するに当たり不測の期間を要したため、委託事業の年度内の完了が見込めなくなったことから、平成25年度一般会計において、繰越明許の補正を専決処分により行ったものであります。

詳細につきましては、担当部長から説明させます。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

上程議案集の1ページをお願いいたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づきまして議会にご報告するものでございます。

議案集の2ページ、3ページをお願いいたします。

専決処分の内容でございますけれども、3月26日付で繰越明許費の追加を専決処分させていただいたものでございまして、3ページの第1表繰越明許費に記載のとおり、2款総務費、1項総務管理費に計上されておりました内海病院及び介護老人保健施設うちのみ施設状況調査事業の859万7千円を平成26年度に繰り越して執行できることとしたものでございます。

繰り越しの理由でございますが、先ほど町長が申し上げましたように、小豆島町中央病院設置後の内海病院及び介護老人保健施設うちのみ利用計画案の作成を設計業者に委託しておるところでございますけれども、建築基準法に基づきます審査機関との調整並びに建物強度の再計算などに不測の期間を要し、年度内の完了が見込めなくなったことによるものでございます。以上、簡単ですが、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（森口久士君） 以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第16 議案第30号 専決処分の承認について（小豆島町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第17 議案第31号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（森口久士君） 次に、日程第16、議案第30号専決処分の承認についてと日程第17、議案第31号専決処分の承認については、関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第30号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法及び地方税法施行令が一部が改正され、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、小豆島町税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項により議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第31号も同一理由により、小豆島町国民健康保険税条例の改正を専決処分した案件でございますので、議案第30号に引き続き担当課長から説明させます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 議案第30号専決処分の承認について（小豆島町税条例等の一部を改正する条例）をご説明させていただきます。

本条例につきましては、平成26年度税制改正のうち、地方税に関連する部分において、地方税法の一部を改正する法律及び関連法令が本年3月31日にそれぞれ公布され、4月1日から施行されたことに伴い、本町の税条例についてその一部を改正する必要が生じたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

議案集の5ページをお開きください。

まず、第23条ですが、法人町民税における外国法人の納税義務につきまして、その法人の事業が行われる支店、出張所、また倉庫や工場などの地方税法施行令に規定する場所をもってその法人の納税義務者としていたところでございますが、その場所の指定につきまして、地方法人税法の改正によりまして、法人税法で恒久的施

設として改めて定義されましたので、それに伴い町税条例についても改正を行うものでございます。

また、第3項につきましては、地方税法施行令と文言を整理するものでございます。

次に、第33条第5項は、特定株式等譲渡所得金額について、参照法令の号ずれについて条文整備を行うものでございます。

次に、第48条第2項は、法人税法における外国税額控除制度を日本国内の支店、工場などの恒久的施設を有する外国法人についても適用されることとなったため、法人町民税についても同様の改正を行うものでございます。

また、同条の第5項につきましては、外国法人の法人税の申告納付につきましては、法人税法第145条で国内法人に準ずることと規定されておりましたが、このたび法人税法の改正に伴い、税条例の参照部分の整備をするものでございます。

次に、第52条につきましてでございますけれども、第48条第5項と同様の改正でありまして、法人税法第74条第1項の国内法人にかかわる規定につきまして、同法第144条の6第1項により、外国法人について準用することと改正されましたので、条文の整備を行うものでございます。

続いて、第57条は、固定資産税の非課税の適用を受けるための申告についての規定でございますが、地方税法第348条におきまして、子ども・子育て支援法で定める認定こども園などの児童福祉施設に係る固定資産がこのたび税制改正によって新たに非課税の対象となりましたので、参照する部分の第10号の7を第10号の9まで拡大するものでございます。

また、次の第59条は、同じく非課税の対象であった固定資産を非課税とならない用途に供する場合の申告について規定するものでございますが、第57条と同様に参照部分を第10号の7から第10号の9に整備をするものでございます。

続いて、附則の改正でございます。

附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例についての改正でございます。これは、租税特別措置法第40条中に項が新たに加えられましたので、それに伴って条文中の項ずれ及び整備を行うものでございます。

次に、附則第6条と第6条の2及び第6条の3につきましては、町民税の所得計算における居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、特定居住財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例の規定でございますが、これについては単に課税標準の計算の細目を定めるものであって、町税条例に規定する必要性が低いため、該当部分の削除をするといった条例案がこのたび総務省より示されましたので、全て削除するものでございます。

飛びまして、14ページでございます。

附則第7条の4、寄付金税額控除における特例控除額の特例についての改正でございます。条ずれに伴います条文整備でございます。

次に、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得につきまして、肉用牛の売却について町民税が免除となる規定でございます。3年間延長するものでございますが、本町では該当案件はございません。

次に、附則第10条の3でございます。新築住宅等の家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定でございます。今回の改正は、第9項の新設でございます。昭和56年5月31日までに着工された建物で、耐震基準を満たしていない家屋のうち、病院、旅館などの一定の建築物について耐震改修が義務づけられたところであり、このたび地方税法の改正によりまして、これらの建物のうち、国から直接補助または地方公共団体による補助を受けて耐震改修を行い、平成26年4月1日以降、耐震基準に適用することが証明された家屋に

つきまして、申請によりその翌年度から2年間、固定資産税が2分の1に減額されることとなりました。そこで、町税条例附則第10条の3第9項を新設し、その申請について必要な事項を定めるものでございます。

次に、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について適用期限を3年間延長するものでございます。

第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定ですが、下線部のとおり、規定を明確化するものでございます。

また、次の附則の第19条の2は、上場株式等に係る規定でございますが、これも先ほどと同様に、条文中の租税特別措置法の参照部分をより明確に規定するため下線部のとおり、条文整備を行うものでございます。

次に、附則第19条の3につきましては、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置に伴って、平成27年度課税の町民税について、この附則第19条の3が平成27年1月1日に施行されることとなっております。したがって、未施行条分の改正でございます。今回の改正は、税制改正によって平成27年1月1日以後の贈与及び相続について税率区分等が変更されることとなっております、これを町税条例に反映するものでございます。

続いて、附則第21条は、平成20年度から法人制度改革によりまして、移行法人等に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告についての規定でございます。今回の改正につきましては、新たな法人制度への移行は平成25年12月までに行うこととなっておりますので、条文中の年度の表記を削除するなど、整備を行うものでございます。

また、同じく第2項は、同様に移行期限が切れたことによって、平成25年度までに適用することができる移行一般社団法人等に係る非課税措置が廃止されるため、

削除するものでございます。

次に、附則第21条の2は、同じく移行一般社団法人等が設置する幼稚園、図書館など、一定の固定資産に対する非課税措置の規定でございまして、地方税法附則の改正により、項ずれが生じたので、整備を行うものでございます。

続いて、附則第22条から第24条までにつきましては、東日本大震災で被災された方に対する町民税及び固定資産税に係る救済措置についての規定でございます。こちらにつきましては、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しない旨の通達がありましたので、このたび規定を削除するものでございます。

続いて、27ページ、第2項の改正ですが、先ほど説明をいたしました附則第21条の2の号ずれの改正規定につきましては、平成26年4月1日に、第15号から第9号に改正されております。この同附則の第21条の2を平成28年1月1日施行で、さらに8号に項ずれが生ずるものでございます。これにつきましては、平成26年度の税制改革により、地方税法の施行期日及び改正条例の施行期日の関係で同様の改正が生じたものでございます。施行期日の経過措置を定める以下の附則についても新旧対照表のとおり所要の改正が出されております。以上で小豆島町税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第30号は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり承認することに決定されました。

○議長（森口久士君） 次、日程第17、議案第31号専決処分の承認についての内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第31号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の30ページをお開き願います。

地方税の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、4月1日に施行されました。これに伴いまして、本町の国民健康保険税条例につきましても一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日付で専決処分したものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

31ページをお開き願います。

第2条は、国民健康保険税の課税限度額の増額になります。

同条第3項では、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額14万円を2万円増額して16万円にするものでございます。

次に、32ページの同条第4項の介護納付金分につきましても、所得割額、資産割額等の合算額の限度額12万円を2万円増額し、14万円とするものでございます。

これら2つの改正により、国民健康保険税全体の上限額は77万円から4万円増の

81万円になります。

続いて、第18条の下線部分、第24条の36につきましては、地方税法施行規則の条番号が改められたことにより条がずれたもので、条文内容の変更はございません。

その下の第23条は、国民健康保険税の減額についての改正になります。

第1項は、先ほどご説明いたしました第2条3項及び4項の改正に伴い、減額措置に係る軽減判定所得の額を変更するもので、それぞれ16万円、14万円を限度とするものでございます。

32ページ、一番下の第23条第2号及び次のページの第3号につきましても、減額に係る改正になります。

まず、第2号は、5割軽減の対象となる者で、低所得者層の負担に配慮し、所得の算定におきまして被保険者の数に世帯主も含めることにしたものでございます。それから、33ページの第3号は、2割軽減の対象となる者で、所得の算定におきまして被保険者の数に乗ずるべき金額を1人につき35万円であったのを45万円に引き上げることにしたものでございます。いずれも軽減の対象となる所得額を増額することで、軽減対象者の拡大を図るものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 最高限度額の引き上げで、その対象となる住民の数とかがわかれば教えていただきたいのと、それと5割、2割の軽減の対象者の人数をお願いします。

○議長（森口久士君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） まず、引き上げられる被保険者世帯の数ですが、限度額の影響がある世帯数は後期高齢者支援金分が7世帯、約20万円、影響額は20万円、それから介護納付金分が5世帯、約14万円、合わせて12世帯、34万円になり

ます。これに比べて、引き下げられる被保険者、世帯数で申し上げますと、2割軽減になるのが156世帯増加いたします。約257万円の減、それから5割軽減となる世帯が57世帯増加されまして、約273万円の減、軽減される2割、5割を合わせまして、213世帯、約530万円の減額ということになります。以上です。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第18 議案第32号 副町長の選任について

日程第19 議案第33号 副町長の選任について

○議長（森口久士君） 次、日程第18、議案第32号副町長の選任についてと日程第19、議案第33号副町長の選任についてを一括議題とします。

政策統括監松本篤君と健康福祉部長松尾俊男君の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第32号及び議案第33号副町長の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、現副町長竹内章介が平成26年5月10日の任期満了をもって退任することから、本町職員の健康福祉部長松尾俊男、政策統括監松本篤の両名をそれぞれ副町長として新たに選任しようとするものであります。

両名の経歴は、議案書に掲載のとおりですが、その行政手腕、これまでの職務で築き上げてきた住民や職員との信頼関係は、副町長として適任であり、ぜひ選任いたしたいと存じますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、竹内副町長にあつては、平成22年に副町長に選任して以来、私の補佐役としてご尽力くださいました。改めて深い敬意と感謝の念を表すものであります。

○議長（森口久士君） まず、日程第18、議案第32号副町長の選任について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第32号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号はこれに同意することに決定されました。

---

○議長（森口久士君） 次、日程第19、議案第33号副町長の選任について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（森口久士君） 質疑はないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第33号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号はこれに同意することに決定されました。

政策統括監松本篤君と健康福祉部長松尾俊男君の入室を許可します。

~~~~~

日程第20 議案第34号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（森口久士君） 次、日程第20、議案第34号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第34号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

識見を有する者のうちから選任した監査委員石田良行氏は、ことし5月10日をもって任期満了となりますが、同氏は元町職員としての実務経験から、地方公共団体の財務管理、行政運営の分野で幅広い知識と豊富な経験を有し、現在においても監査委員に適任であると認識しています。行政運営の透明性が求められる状況にあって、監査委員の役割はますます重要になっており、これまでの監査委員としての実

績からも同氏を引き続き監査委員として選任しようとするものであります。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第34号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~

日程第21 議案第35号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（森口久士君） 次、日程第21、議案第35号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

7番藤本傳夫議員の退場を求めます。

〔7番 藤本傳夫君 退場〕

○議長（森口久士君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第35号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、議員のうちから選任すべき監査委員についてご同意をお願いするもので

ございます。

選任にご同意をいただきたいのは藤本傳夫議員でございます。藤本議員は平成14年10月に初当選されて以来、旧池田町及び小豆島町の議会議員として町勢の発展にご尽力いただき、このたび小豆島町議会議員に再選され、議員4期目をお迎えになります。これまでの豊富な議員経験から、財務管理、業務の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する方であると考えていますので、今回監査委員に選任しようとするものであります。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第35号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号はこれに同意することに決定いたしました。

藤本傳夫議員の入場を求めます。

〔7番 藤本傳夫君 入場〕

~~~~~

日程第22 議案第36号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

日程第23 議案第37号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（森口久士君） 次、日程第22、議案第36号教育委員の任命につき同意を求めることについてと日程第23、議案第37号教育委員の任命につき同意を求めることについては、相関する案件でありますので一括議題とし、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第36号及び議案第37号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町教育委員会委員のうち、熊坂泰忠氏及び黒木治夫の両氏は、平成26年5月11日をもって任期満了となりますが、両氏は教育に関する豊かな識見と多くの人望を有し、これまで教育委員会委員長として、教育委員として、教育行政にご尽力くださいました。同氏の識見と教育に対する情熱、高潔な人格からも教育委員として適任者であり、引き続き同氏を任命したいと考えております。両氏の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） まず、日程第22、議案第36号教育委員の任命につき同意を求めることについて、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第36号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号はこれに同意することに決定いたしました。

○議長（森口久士君） 次に、日程第23、議案第37号教育委員の任命につき同意を求めることについて、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

議案第37号はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号はこれに同意することに決定しました。

~~~~~

日程第24 発議第3号 広報編集特別委員会の設置について

○議長（森口久士君） 次に、日程第24、発議第3号広報編集特別委員会の設置についてを議題にします。

それでは、発議第3号広報編集特別委員会の設置についての提案理由の説明を求めます。13番浜口勇議員。

○13番（浜口 勇君） 発議第3号広報編集特別委員会の設置について。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成

26年4月28日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議会議員浜口勇。賛成者、小豆島町議会議員中村勝利。

提案理由。

議会への関心と信頼性を高めるとともに、議会活動を広く住民に周知し、議会の透明性と議会活動の活性化を図るため、広報編集特別委員会を設置しようとするものである。

委員会の名称、広報編集特別委員会。

委員の定数、本委員会の委員の定数は6人とし、各常任委員会からそれぞれ3名（副議長を含む）を選任する。

付託事件、議会だよりの編集に関する事項。以上。

○議長（森口久士君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました広報編集特別委員会の委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思いますが、委員の選任については各常任委員会からそれぞれ3名で、その中には副議長を含むということをお願いいたします。

ただいまから暫時休憩します。

各常任委員会の開催場所は総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いしたいと思います。

なお、各常任委員会の委員長は、特別委員会の委員がそれぞれ決まりましたら、お手数ですが、事務局長までご報告願います。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思いますので、暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時28分

○議長（森口久士君） 再開します。

先ほどの案件で、選挙管理委員会の補充員の名前なんですが、先ほど順位4の「たけだともみ」さんとお読みしましたが、正式には「たけださとみ」さんということでございました。大変失礼しました。訂正しておきます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、広報編集特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長から報告させます。事務局長。

○議会事務局長（三好規弘君） それでは、ご報告をいたします。

広報編集特別委員会の委員でございますが、総務建設常任委員会からは松下智議員、森崇議員、谷康男議員の3名が、教育民生常任委員会からは大川新也議員、中松和彦議員、坂口直人議員、この3名が、以上で6名でございます。以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

○議長（森口久士君） お諮りします。

広報編集特別委員会の委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあったとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、広報編集特別委員会の委員には、ただいま事務局長から報告のあった者を選任することに決定されました。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩いたします。

休憩中に、ただいま決まりました広報編集特別委員会の委員の皆様には、恐れ入りますが、正副委員長の互選をお願いいたします。

開催場所は委員会室でお願いしたいと思います。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、事務局長まで報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時32分

○議長（森口久士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、広報編集特別委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（三好規弘君） それでは、ご報告いたします。

広報編集特別委員会の委員長に大川新也副議長、副委員長に森崇議員、以上のよう  
に決定されましたことをご報告申し上げます。

○議長（森口久士君） ここで追加議事日程2をお配りする間、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

○議長（森口久士君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付しました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、



これを議題にいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。

~~~~~

日程第25 閉会中の継続調査の申し出について

日程第26 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第25、閉会中の継続調査の申し出について及び日程第26、閉会中の継続調査の申し出についてを一括して議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で今期臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成26年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会臨時議長

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員